

令和3年度厚生労働科学研究

「公衆衛生領域を中心とした自治体栄養士育成プログラム開発のための研究」

都道府県・保健所設置市・特別区の主管部局を対象として実施した 行政栄養士人材育成に関する実態調査結果（組織調査）

研究代表者 由田 克士 大阪市立大学大学院生活学研究科食・健康科学講座
研究分担者 澁谷いづみ 愛知県一宮保健所
研究分担者 田中 和美 神奈川県立保健福祉大学栄養学科
研究分担者 荒井 裕介 千葉県立保健医療大学健康科学部栄養学科
研究分担者 串田 修 静岡県立大学食品栄養科学部栄養生命科学科
研究分担者 小山 達也 青森県立保健大学健康科学部栄養学科 小山 達也
研究分担者 岡本 理恵 金沢大学医薬保健研究域保健学系看護科学領域
研究協力者 磯部 澄枝 新潟県新潟地域振興局健康福祉部
研究協力者 飯田 綾香 神奈川県立保健福祉大学栄養学科
研究協力者 諸岡 歩 兵庫県健康福祉部健康局

本調査は、大阪市立大学生活科学部・生活科学研究科研究倫理委員会
に対して審査を申請承認済み(申請番号20-27, 令和2年10月14日)。

全ライフコースの栄養状態改善・維持に管理栄養士が関与

誰一人取り残さない栄養施策

個人の
ライフステージ



妊産婦・乳幼児



学齢児



成人（青壮年期、中年期）



高齢者

栄養
課題

若い女性のやせ・貧血
低出生体重児
食物アレルギー

小児肥満、偏食
食物アレルギー

メタボリックシンドローム肥満、
高血圧、糖尿病
脂質異常症

フレイル、認知症
口腔機能低下と低栄養
生活習慣病の重症化

栄養
政策

健やか親子21（第2次）
成育基本法
妊娠前からの食生活指針
授乳・離乳支援ガイド

栄養教諭制度
学校給食

健康診査・保健指導
特定健診・保健指導

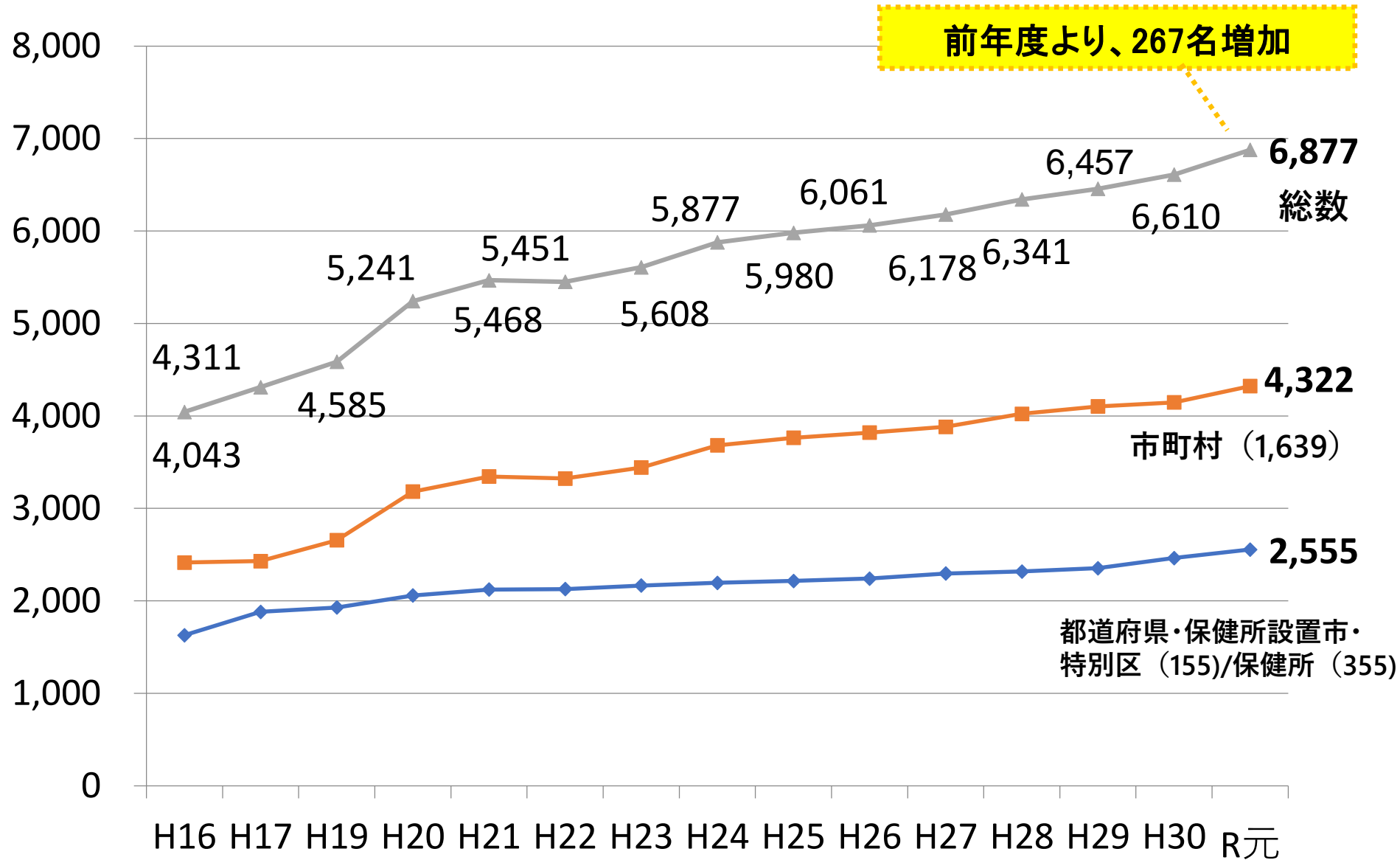
介護予防・フレイル対策
地域包括ケアシステム
配食ガイドライン

健康日本21（第2次）の推進、食育の推進、「食事」を中心とした栄養政策

傷病者（医療・介護分野における管理栄養士による栄養管理、栄養食事指導）

被災者（被災者への栄養管理）

全国の行政栄養士数の推移



行政栄養士の将来ビジョン概念図

自治体の保健・医療・福祉等の目指す姿の実現に **最大限の力を発揮できる行政栄養士**
国民の健康寿命の延伸 及び健康格差の縮小の実現に貢献

- 生活習慣病の発症予防、重症化予防の徹底
- 次世代の健康、高齢者の健康等の増進
- 食を通じた社会環境の整備
- 地域包括ケアシステムの構築
- 地域の栄養ケア等の拠点整備

成果の見える栄養施策の推進と体制整備

- 地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進
 - 地域診断から優先的な健康・栄養課題の抽出
 - 施策の企画立案、実施、評価、モニタリング
- 組織体制の整備及び高度な人材育成
 - 行政栄養士の能力が発揮できる適切な配置
 - 人材育成ガイドに基づく現任教育
 - 定員増

地域のネットワークの強化と連携体制の構築

- 住民が主体的に健康づくり活動へ参画しやすい環境の整備
- 保育所、学校、地域等と連携した食育推進ネットワークの構築
- 職域と連携した生活習慣病の発症予防、重症化予防の体制整備
- 保健、医療、福祉及び介護領域等と連携した地域包括ケアシステム構築と地域栄養ケア体制整備 **(同職種、他職種連携)**
- 飲食店や食品等事業者と連携した食を通じた社会環境の整備
- 新型コロナウイルスをはじめとする感染症や災害など健康危機管理**に対応できる食支援体制の整備

研究背景

- 行政栄養士は配置数が少なく、1人配置である場合も多い。個人の資質が地域の栄養改善活動の成否に強く影響する。
- 各所属に1人配置となると人材育成も難しく、人事的に評価されにくく、結果、複数配置が進まないという悪循環に陥る場合も多い。
- 限られた人数、限られた財源の中、人員増は困難。現有人材(戦力)をいかに活かすかが重要である。



行政栄養士の人材育成に関する現状と課題を把握する



新たな人材育成プログラムを開発する

調査概要

調査時期

令和2年11月

調査対象

都道府県本庁(47)、保健所設置市(85)、特別区(23)
衛生主管部局の行政栄養士(全155自治体)

調査方法

質問紙調査(郵送配布、電子メール・FAX・郵送による回収)

調査内容

- 行政栄養士の配置状況、年齢構成、職位、採用制度等
- 人材育成に関わるマニュアルや研修体制、ジョブローテーション、大学院進学支援制度、昇任試験、人事交流制度等

調査結果

回収数・回収率

自治体区分	対象数	回収数	回収率
都道府県本庁	47	40	85.1%
保健所設置市	108	62	72.9%
特別区	23	13	56.5%
計	155	115	74.2%

行政栄養士人材育成に関する実態調査票（都道府県・保健所設置市・特別区用）

- 各設問について、回答を回答欄（赤色セル）の選択肢から選び入力してください。
- その他など具体的な内容は、灰色のセルへ入力してください。

（令和2年10月1日現在）

都道府県・保健所設置市・特別区名	
担当課・係名	
担当者名	
職種	
電話番号	
メールアドレス	

1 貴自治体における行政栄養士配置状況について

問1-1

行政栄養士配置状況について、担当分野ごとの配置人数（常勤のみ）をお答えください。

人数	健康づくり	本庁							保健所等	合計	
		児童福祉			高齢福祉	食品表示	特定健診・特定保健指導	教育委員会			その他
		母子保健	保育	児童福祉その他							

問1-2

問1-1でお答えいただいた行政栄養士の年齢構成について、下記年齢区分ごとに該当人数をお答えください。

人数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上 (再任用含)

問1-3

問1-1でお答えいただいた行政栄養士の通算勤務年数について、下記年数区分ごとに該当人数をお答えください。

人数	3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上

問1-4

貴自治体における行政栄養士の職位区分について、下表に記載してください。また、区分ごとに該当人数をお答えください。

職位									
おおよその経験年数									
人数									

(※)経験年数が短い職員が該当する職位から順番(左(新人)⇒中(中堅)⇒右(ベテラン))に記載してください。

【記載例】

職位	職員	主任	主査	監督職(本庁係長、保健所課長)	管理職(本庁副課長、保健所副所長)	管理職(本庁課長)	管理職(本庁課長級以上/課長含まず)
おおよその経験年数	10年未満	10~15年	15~25年				

問1-5

貴自治体における行政栄養士の異動範囲について教えてください。異動のある分野に「異動有無欄：○」をつけてください。

異動有無	分野	教育委員会	病院	福祉施設	衛生研究所 健康科学センター	外郭団体	その他

問1-6

貴自治体における「現在の行政栄養士の採用制度」は中級採用ですか、それとも上級採用ですか。

- ①現在中級採用のみ
- ②10年以上前から上級採用のみ
- ③10年以内の間に、中級採用から上級採用に変更
- ④現在中級採用と上級採用が混在
- ⑤その他()

2 貴自治体における行政栄養士人材育成の体制について

問2-1

行政栄養士の人材育成のためのマニュアルやガイドライン（以下、「マニュアル」という。）はありますか。「マニュアル」や「ガイドライン」という表現にこだわらず、「育成指針」や「プログラム」、「手引き」など、人材育成の方針や育成方法などを明記したものを含

- ①策定済み ⇒ 設問2-2へ
- ②策定に向けて作業中 ⇒ 設問2-2へ
- ③策定に向けて検討を始める予定
- ④現時点での策定予定なし

問2-2

問2-1で「①策定済み」「②策定に向けて作業中」と回答された場合のみお答えください。

(1)策定期間（予定時期）を教えてください。

平成・令和 年 月

(2)策定メンバーを教えてください。

(3)マニュアルの位置づけを教えてください。

- ①自治体として広く認められたもの
- ②健康部門で認められたもの
- ③栄養士だけで認められたもの
- ④その他

(4)マニュアルを活用する人（マニュアルで対象となる人）は誰ですか。

- ①自治体に所属する職員全員
- ②自治体に所属する行政栄養士のみ
- ③所属する事務所の職員
- ④その他

(5)マニュアルの対象となる時期（全時期、新任期、中堅期、管理期など）は決まっていますか。

- ①はい 時期⇒
- ②いいえ

(6)マニュアルを活用、運用するための体制整備はできていますか。（カリキュラムの作成、ノリセクター・統括栄養士の配置、研修体制の確保等）

①できている(具体的な内容)

②できていない(できていない理由)

[Blank box for reason]

(7)マニュアルを運用する上での課題はありますか。

[Blank box for answer]

①あり 課題⇒

[Blank box for details]

②なし

(8)マニュアルは厚生労働省が示す「行政栄養士業務指針」に沿っていますか。

[Blank box for answer]

①はい

②いいえ 基準⇒

[Blank box for details]

(9)人材育成状況の評価方法は決まっていますか。(自己評価、所属内上司(栄養士、他職種)、所属外上司(栄養士、他職種)、評価未実施、その他)

①はい

②いいえ

(9)-1 人材育成状況の評価方法が決まっている「①はい」の場合、評価をする方を教えてください。(複数回答可)

①自己評価

[Rating scale]

②所属内上司(栄養士)

③所属内上司(他職種)

④所属外上司(栄養士)

⑤所属外上司(他職種)

⑥その他

[Blank box for details]

問2-3

貴自治体における人材育成に関する事業について教えてください。

(1)人材育成に関する研修会を実施していますか。

[Blank box for answer]

①実施している

②実施していない

問2-3(1)で「①実施している」と回答された場合のみお答えください。研修回数・対象・内容について下表に記載してください。

○保健師、薬剤師など技術職が合同で行う経験年数別研修は含みます。

○ただし、人事部局が行う行政職位別研修(主任研修、監督職研修など)は含みません。

対象	対象者のおおよその経験年数	開催回数(回/年)	内容	備考
新任期	行政経験3年未満	2	行政栄養士業務指針、自治体計画、PDCAサイクルに基づく事業企画・実施・評価等	※に加入して、保健所設置市・市町栄養士も対象
全時期				
新任期				
中堅期				
管理期				

(※)行が足りない場合は挿入してください。

(2)派遣研修を実施していますか。

[Blank box for answer]

①定期的を実施している

②不定期に実施している

③実施していない

問2-3(2)で「①定期的に実施している」「②不定期に実施している」と回答された場合のみお答えください。

派遣している研修実施機関や団体について下表に記載してください。

研修実施機関・団体・学会	定期的派遣の場合の年間派遣人数(人)	不定期派遣の場合のおおよその派遣間隔	研修内容
日本栄養士会	1		新任研修
国立保健医療科学院			
日本公衆衛生協会「政策能力向上シナジウム」			
全国保健所管理栄養士会			
日本栄養士会			
都道府県栄養士会			

(3)自治体内ジョブローテーション制度はありますか。(例:採用10年以内に行政も病院も双方経験する等)

[Blank box for answer]

①ある ⇒ジョブローテーションの概要

[Blank box for details]

②ない

(4)大学院進学支援制度はありますか。

[Blank box for answer]

①ある ⇒ 支援制度の概要

[Blank box for details]

②ない

(5)昇任のための試験制度はありますか。

[Blank box for answer]

①ある ⇒ 試験制度の概要

[Blank box for details]

②ない

(6)人事交流制度(厚生労働省、他自治体、研究機関等)はありますか。

[Blank box for answer]

①ある ⇒ 交流制度の概要

[Blank box for details]

②ない

3 その他(人材育成に関する意見や人材育成プログラムに関する要望などがありましたら自由に記載してください。)

[Large blank box for other comments]

表3-a 自治体区分別管轄人口10万人あたりの行政栄養士配置状況（人）

自治体区分	全数			
	平均値	標準偏差	最小値	最大値
都道府県*	1.54	0.80	0.34	4.45
保健所設置市	2.89	1.79	0.73	14.04
特別区	3.14	2.71	1.42	12.13
合計	2.45	1.80	0.34	14.04

*都道府県については、自治体内に保健所設置市・特別区が存在している場合、その分の人口は差し引いて算出している。

表3-b 自治体区分別管轄人口10万人あたりの行政栄養士配置状況（人）

自治体区分	教育委員会担当を除く			
	平均値	標準偏差	最小値	最大値
都道府県*	1.53	0.80	0.34	4.45
保健所設置市	2.21	0.96	0.56	4.81
特別区	2.39	1.60	1.20	7.58
合計	1.99	1.06	0.34	7.58

*都道府県については、自治体内に保健所設置市・特別区が存在している場合、その分の人口は差し引いて算出している。

※ここでの人口は、令和2年1月1日住民基本台帳人口・世帯数を参照している。

表4 年齢階級別自治体区分別行政栄養士配置状況・全数(人)*

年齢階級別

	自治体区分	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20歳代	都道府県	38	3.89	3.57	0	18
	保健所設置市	61	2.84	3.03	0	17
	特別区	12	2.08	2.27	0	8
	総数	111	3.12	3.19	0	18
30歳代	都道府県	38	3.26	2.43	0	8
	保健所設置市	61	4.36	3.82	0	20
	特別区	12	2.33	2.42	0	7
	総数	111	3.77	3.32	0	20
40歳代	都道府県	38	4.61	3.49	0	16
	保健所設置市	61	3.79	3.26	0	19
	特別区	12	2.50	1.62	0	5
	総数	111	3.93	3.25	0	19
50歳代	都道府県	38	4.16	2.64	0	11
	保健所設置市	61	3.08	3.80	0	18
	特別区	12	3.08	3.12	0	11
	総数	111	3.45	3.39	0	18
60歳代(再任用含)	都道府県	38	0.66	0.88	0	3
	保健所設置市	61	0.66	1.17	0	5
	特別区	12	0.50	0.90	0	3
	総数	111	0.64	1.04	0	5
合計	都道府県	38	16.58	8.93	3	54
	保健所設置市	61	14.72	12.15	3	79
	特別区	12	10.50	4.93	4	23
	総数	111	14.90	10.62	3	79

*未回答の自治体および年齢階級別の把握を行っていない等の自治体を除いた集計値

表5 通算勤務年数別自治体区分別行政栄養士配置状況・全数（人）*

通算勤務年数別

	自治体区分	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
3年未満	都道府県	38	2.63	3.106	0	17
	保健所設置市	59	2.15	2.941	0	18
	特別区	11	1.27	1.272	0	3
	総数	108	2.23	2.886	0	18
3年以上5年未満	都道府県	38	1.50	1.673	0	7
	保健所設置市	59	1.44	1.822	0	7
	特別区	11	0.82	1.662	0	5
	総数	108	1.40	1.751	0	7
5年以上10年未満	都道府県	38	2.37	2.908	0	14
	保健所設置市	59	2.49	2.635	0	13
	特別区	11	1.45	1.809	0	6
	総数	108	2.34	2.662	0	14
10年以上20年未満	都道府県	38	4.05	3.548	0	14
	保健所設置市	59	3.17	2.581	0	11
	特別区	11	2.00	2.049	0	5
	総数	108	3.36	2.956	0	14
20年以上30年未満	都道府県	38	4.42	2.956	0	12
	保健所設置市	59	3.10	3.585	0	22
	特別区	11	3.27	3.744	0	14
	総数	108	3.58	3.418	0	22
30年以上	都道府県	38	2.58	2.434	0	10
	保健所設置市	59	2.07	3.073	0	16
	特別区	11	1.73	1.794	0	6
	総数	108	2.21	2.748	0	16
合計	都道府県	38	17.55	10.128	3	54
	保健所設置市	59	14.42	12.204	3	79
	特別区	11	10.55	5.165	4	23
	総数	108	15.13	11.100	3	79

*未回答の自治体および通算勤務年数別の把握を行っていない等の自治体を除いた集計値

38都道府県 平均17.55人

59保健所設置市 平均14.42人

11特別区 10.55人

都道府県

保健所設置市

特別区

20年以上30年未満,
4.42

10年以上20年未
満, 4.05

10年以上20年
未満, 3.17

20年以上30年
未満, 3.1

20年以上30年未満,
3.27

3年未満, 2.63

5年以上10年未
満, 2.37

5年以上10年未
満, 2.49

30年以上,
2.07

10年以上
20年未満,
2

30年以
上, 1.73

30年以上, 2.58

3年以上5年未
満, 1.5

3年未満, 2.15

3年以上5年
未満, 1.44

5年以上
10年未
満, 1.45

3年未満,
1.27

3年以上...

行政栄養士の職位区分と経験年数

- 経験年数による職位区分や職位名称は、都道府県・保健所設置市・特別区ともに自治体でかなりバラツキがあった。
 - 初任の職位(技師・主事・職員等)については、都道府県では経験年数が10年未満としている自治体が多かった。保健所設置市及び特別区でも、経験年数が10年未満としている自治体が多かったが、10年を超える自治体(最長30年)も一部に認められた。
 - 中堅職は、経験年数が10～20年が多かったが、25年を超える自治体も認められた。
 - 管理監督職は、経験年数のバラツキが大きく、管理監督職が不在の自治体も多く認められた。
- 各自治体における行政栄養士の配置人数や、昇任試験制度等も関連していると推察する。

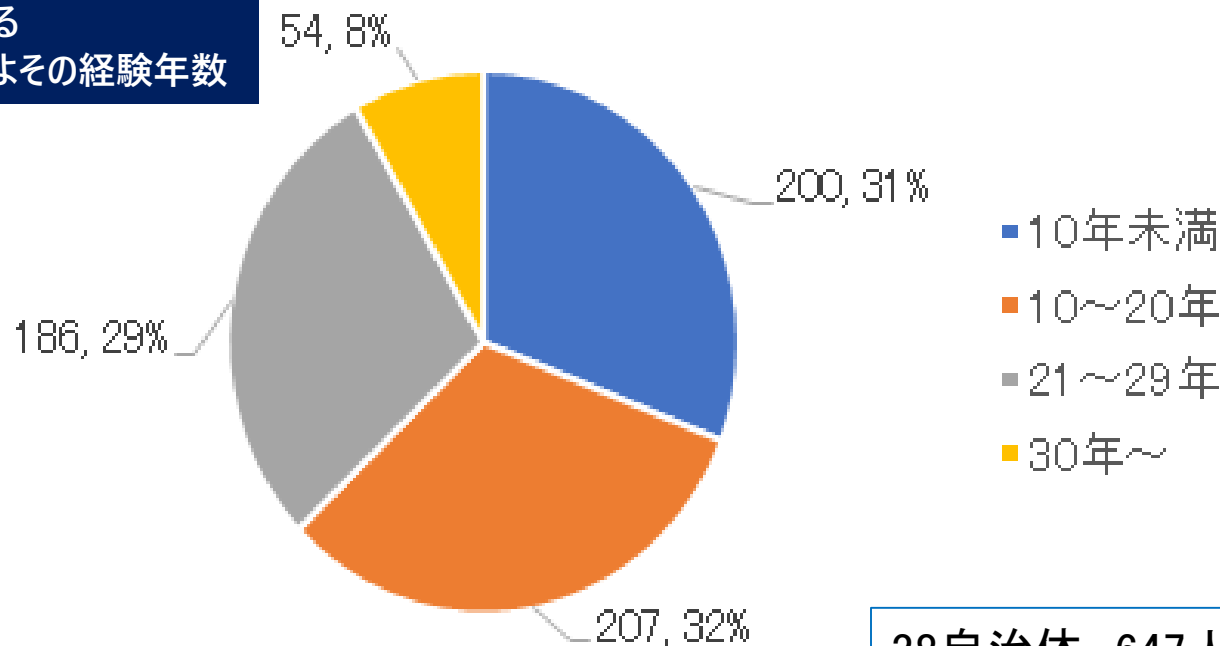
都道府県における
職位区分とおおよその経験年数

表9 行政栄養士の異動範囲（「有」と回答した自治体数）

	回収数	教育委員会	病院	福祉施設	衛生研究所 健康科学センター	外郭団体	その他
都道府県	40	7	22	22	7	1	6
保健所設置市	62	54	20	22	1	1	17
特別区	13	13	0	2	0	0	5
総数	115	74	42	46	8	2	28

現在の行政栄養士採用制度

表10 現在の行政栄養士採用制度

	回収数	①現在も中級採用のみ	②10年以上前から上級採用のみ	③10年以内に、中級採用から上級採用に変更	④現在も中級採用と上級採用が混在	⑤その他
都道府県	40	7	21	7	2	3
保健所設置市	62	17	8	5	7	25
特別区	13	3	7	1	2	0
総数	115	27	36	13	11	28

表11 行政栄養士の人材育成のためのマニュアルやガイドラインの策定状況

	回収数	①策定済み	②策定に向けて作業中	③策定に向けて検討を始める予定	④現時点での策定予定なし
都道府県	40	15	3	11	11
保健所設置市	62	12	3	9	38
特別区	13	8	0	1	4
総数	115	35	6	21	53

41自治体 (35.7%)

行政栄養士の人材育成のためのマニュアルやガイドラインの策定期期

表12 行政栄養士の人材育成のためのマニュアルやガイドラインの策定期期 (予定)

	①平成16年～平成20年	②平成21年～平成25年	③平成26年～平成30年	④平成31年～令和5年 (予定)	⑤未定・未回答
都道府県	0	1	11	6	0
保健所設置市	1	3	5	4	2
特別区	1	1	0	6	0
総数	2	5	16	16	2

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答)

- * 養成施設教授、県医療技官、県行政職、県行政栄養士。オブザーバーとして市町村保健師、栄養士
- * 策定検討会構成員（各保健所栄養士）、本庁（健康推進課、保健福祉総務課）
- * 健康福祉行政を担う専門職種の人材育成ワーキンググループ構成員（本庁栄養士、保健所栄養士、病院局栄養士、主務課次長、主管課担当者）
- * 保健所長、病院局科長、健康プラザ部長、保健所課長、訪問看護ステーション連絡協議会、大学教授、栄養士会会長、保健センター課長
- * 健康福祉部理事（保健師）健康増進課課長（保健師）、技監（保健師）、管理栄養士健康福祉センター管理栄養士、助言者：大学准教授（保健師）
- * 部内人事担当課、健康づくり担当課、特別支援学校担当課、保健所長、保健師、保健福祉事務所管理栄養士、特別支援学校管理栄養士
- * 本庁・保健所管理栄養士
- * 本庁職員、健康福祉センター職員、県立病院職員、市町職員助言者として、県栄養士会や保健所長
- * 学識経験者、府健康福祉部医療保健対策監・統括保健師長・総務部門、府保健所地域統括保健師長・栄養士、市町村栄養士（市町村栄養士協議会から推薦）
- * 本庁、健康福祉事務所栄養士
- * 市町村栄養士代表、保健所・保健環境科学研究所栄養士、本庁、助言者：〇〇大学短期大学部健康栄養学科准教授、保健所長”
- * 本庁：保健師 2 名、栄養士 1 名、 出先：栄養士 4 名
- * 県栄養士会、県立大学、市町村、福祉保健所、本庁
- * 本庁、保健福祉事務所、市役所栄養士
- * 有識者・栄養士会公衆衛生協議会・県型及び市型保健所管理栄養士・本庁主管課・保健師新任プログラム作成委員の各代表
- * 知事部局（本庁 保健所）の行政栄養士
- * 県職員
- * 保健所栄養士 4 名 本課管理栄養士 1 名

(問 2-1 で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体で、記載があった内容すべて)

策定メンバー
(保健所設置市)

表 14 行政栄養士の人材育成のためのマニュアルやガイドラインの策定メンバー
(保健所設置市)

- * 保健所支所栄養士、本庁健康福祉局健康政策課栄養士
- * 保健所勤務の管理栄養士・栄養士を除く庁内管理栄養士正規職員
- * 保健師、管理栄養士、歯科衛生士
- * 保健所関係部署 + 保育園関係部署 + 病院 + 教育委員会からメンバー選出し健康福祉局が事務局となり改定作業等を行う
- * 行政栄養士 (児童福祉・教育委員会・保健所・病院)
- * 健康局健康づくり課 (栄養士他) 健康局健康施策課 (保健師他)
- * 行政栄養士
- * 保健師、管理栄養士
- * 人材育成に関する検討会 (保健師、管理栄養士等)
- * 主査 (管理栄養士)、課長代理 (保健師)
- * 庁内配置栄養士 (各課副主任以上)
- * 本庁係長、課長
- * 管理栄養士
- * 庁内管理栄養士 (正職員)

(問 2-1 で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体で、記載があった内容すべて)

表 15 行政栄養士の人材育成のためのマニュアルやガイドラインの策定メンバー
(特別区)

策定メンバー
(特別区)

- * 特別区栄養指導業務連絡会
- * 特別区栄養指導業務連絡会
- * 特別区栄養指導業務連絡会委員
- * 特別区保健所に勤務する管理栄養士
- * 特別区栄養指導業務連絡会策定メンバー
- * 人事課作成
- * 特別区栄養指導業務連絡会
- * 保健所管理栄養士・衛生部門管理職

(問 2-1 で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体で、記載があった内容すべて (重複回答あり))

	①自治体として広く認められたもの	②健康部門で認められたもの	③栄養士だけで認められたもの	④その他
都道府県	6	10	1	1 [*]
保健所設置市	6	4	3	1 [#]
特別区	3	3	0	2 [§]
総数	15	17	4	4

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答)

* 県健康福祉部長名で県保健所、市保健所・市町村保健衛生部門へ周知。人事課へ策定について情報提供

未記入

§ 23区の行政栄養士間で共通認識として認められたもの、特別区保健予防課長会承認

マニュアルを活用する人

	①自治体に所属する職員全員	②自治体に所属する行政栄養士のみ	③所属する事務所の職員	④その他
都道府県	3	12	0	3 ^{*1-3}
保健所設置市	2	8	1	4 ^{#1-4}
特別区	1	6	0	1 [§]
総数	6	26	1	8

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答)

*¹〇〇都道府県行政栄養士、府内市町村(政令市除く)行政栄養士

*²県地域保健関係職員現任教育ガイドラインとして、主に保健師・栄養士が活用するが、地域保健に従事している職員に幅広く活用している。

*³ 県職行政栄養士のみ

#¹自治体に所属する保健活動従事者

#²保健師、管理栄養士、精神保健福祉士、看護師、歯科衛生士、心理判定員、理学療法士

#³健康づくり担当課(保健所)内の管理栄養士

#⁴未回答

§ 保健所・保健センターに勤務する管理栄養士・栄養士

表18 マニュアルの対象となる時期（全時期、新任期、中堅期、管理期など）は決まっているか

	①はい (決まっている)	②いいえ (決まっていない)	③未回答
都道府県	15	3	0
保健所設置市	13	1	1
特別区	8	0	0
総数	36	4	1

31.3%

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答)

41自治体

マニュアルを活用、運用するための体制整備

	①できている	②できていない	③未回答
都道府県	13	4	1
保健所設置市	10	4	1
特別区	4	4	0
総数	27	12	2

65.9%

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答)

41自治体

	①あり	②なし	③未回答
都道府県	17	1	0
保健所設置市	10	3	2
特別区	5	3	0
総数	32	7	2

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答) 41自治体

- 行政栄養士の計画的な採用や配置がなく、体系的な人材育成やOJTの実施体制確保が困難
- 保健所設置市や市町村との連携が困難(都道府県回答)
- 既に人材育成のためのマニュアルやガイドラインが策定されている自治体でも、他職種や外部の有識者等が関わらない状況下で取りまとめられているなど、具体的な内容やその質について客観的な評価が得られているのか等、不安を感じる。
- 同職種者の定員少ないことから、職種としての専門性を誰がどのようにして育成するのか、また、自治体によっては、異動分野が広く、トータルとしての経験年数と分野ごとでの経験年数に職位を考慮した人材育成のあり方についても考慮しなければならないと考察される。

	①はい	②いいえ	③未回答
都道府県	16	2	0
保健所設置市	12	2	1
特別区	7	1	0
総数	35	5	1

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答) 41自治体

都道府県	保健所設置市及び特別区	市町村
(1) 組織体制の整備		
(2) 健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の推進		
(3) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底のための施策の推進		
(4) 社会生活を自立的に営むために必要な機能の維持及び向上のための施策の推進		
市町村の状況の差に関する情報の収集・整理、還元する仕組みづくり	①次世代の健康 ②高齢者の健康	①次世代の健康 ②高齢者の健康
(5) 食を通じた社会環境の整備の促進		
①特定給食施設における栄養管理状況の把握及び評価に基づく指導・支援 ②飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進 ③地域の栄養ケア等の拠点の整備 ④保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成 ⑤健康増進に資する食に関する多領域の施策の推進 ⑥健康危機管理への対応	①特定給食施設における栄養管理状況の把握及び評価に基づく指導・支援 ②飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進 ③保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成 ④食育推進のネットワーク構築 ⑤健康危機管理への対応	①保健、医療、福祉及び介護領域における管理栄養士・栄養士の育成 ②食育推進のネットワーク構築 ③健康危機管理への対応 ⁴

表22 人材育成状況の評価方法は決まっているか

	①はい	②いいえ	③未回答
都道府県	10	5	3
保健所設置市	12	2	1
特別区	6	1	1
総数	28	8	5

68.3%

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中、と回答した自治体のみ回答)

41自治体

評価方法

表23 人材育成状況の評価方法が決まっている場合の評価する方法 (複数回答)

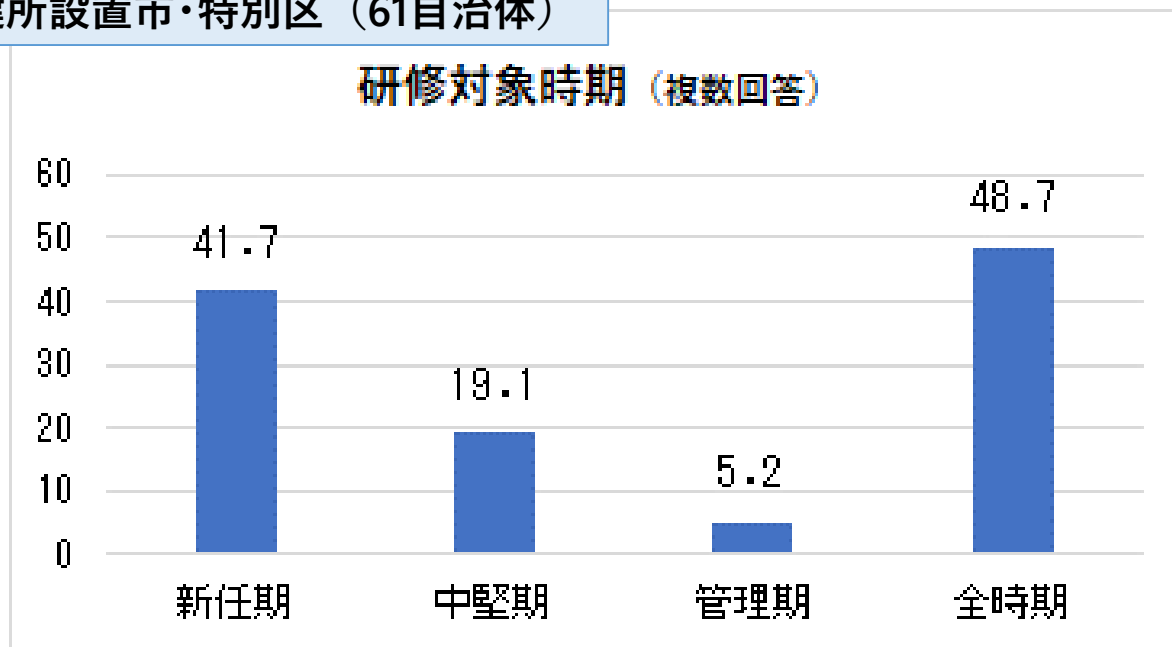
	①自己評価	②所属内上司 (栄養士)	③所属内上司 (他職種)	④所属外上司 (栄養士)	⑤所属外上司 (他職種)	⑥その他
都道府県	10	5	6	2	0	2
保健所設置市	11	5	9	2	2	0
特別区	6	2	4	0	1	0
総数	27	12	19	4	3	2

(問2-1で、①策定済み、②策定に向けて作業中と回答し、さらに問2-2 (9)で、①はいと回答した自治体)

	①実施している	②実施していない
都道府県	30	10
保健所設置市	28	34
特別区	3	10
総数	61	54

研修実施率53%

都道府県・保健所設置市・特別区（61自治体）



都道府県実施

保健所設置市や市町村に勤務する行政栄養士も対象としている自治体が殆ど

- ①新任期(行政経験年数概ね3年未満)(年間2回程度)
行政栄養士業務指針、自治体計画、PDCAサイクルに基づく事業企画・実施・評価等
- ②中堅期(年間1～3回程度)職位や経験年数に応じ、役割、事業企画と評価、人材育成等に関する内容
- ③管理期(年1回程度)管理者としての心構えや組織管理、人材育成、関係機関との調整等の内容
- ④全時期(年間1回程度)トピックス、健康危機管理、地域診断等全般的な内容

保健所設置市実施

保健師やその他の他職種と合同で研修が実施されるケースが多い

- ①新任期(行政経験年数概ね3年未満)(年間1～5回)
保健所業務全般、行政栄養士の業務指針、PDCAサイクルに基づく事業企画・実施・評価等
- ②中堅期(年間1～5回)事業の企画・調整・実施・評価等に関する内容
- ③管理期(年2回程度)監査業務やマネジメント力を高める等の内容
- ④全時期(年間1～6回)防災、母子保健、保健業務全般にわたる内容等

特別区実施

- ①新任期(行政経験年数1年目)(年間2回)
基本計画・健康づくり計画の説明、行政栄養士の役割に関する内容
- ②全時期(年間1～2回)行政栄養士の役割、行動変容を促す栄養指導、トピックス等

派遣研修を実施しているか

	①定期的に実施している	②不定期に実施している	③実施していない	④未回答
都道府県	32	6	2	0
保健所設置市	30	12	17	3
特別区	2	6	5	0
総数	64	24	24	3

88自治体
(76.5%)

派遣人数は1~2名

- ・日本公衆衛生協会(政策能力向上シンポジウム、DHEAT研修)
- ・日本栄養士会(新任研修、実務研修、JDA-DATリーダー研修)
- ・全国保健所管理栄養士会(スキルアップ研修)
- ・国立保健医療科学院(健康日本21(第2次)推進栄養・食生活の施策の企画・調整に関する研修等)
- ・母子愛育会(地域栄養活動に関する研修)

自治体内ジョブローテーション制度

表32 自治体内ジョブローテーション制度

	①ある	②ない	③未回答
都道府県	8	31	1
保健所設置市	15	45	2
特別区	3	9	1
総数	26	85	4

26自治体 (22.6%)

- ・入職10年以内に3分野経験
- ・保健所と本庁の双方経験

大学院進学支援制度

	①ある	②ない	③未回答
都道府県	16	23	1
保健所設置市	17	43	2
特別区	1	11	1
総数	34	77	4

29.6%

- ・就学費用の一部助成
- ・就学部分休業
- ・自己啓発等休業

昇任試験制度

	①ある	②ない	③未回答
都道府県	4	35	1
保健所設置市	20	40	2
特別区	11	1	1
総数	35	76	4

30.4%

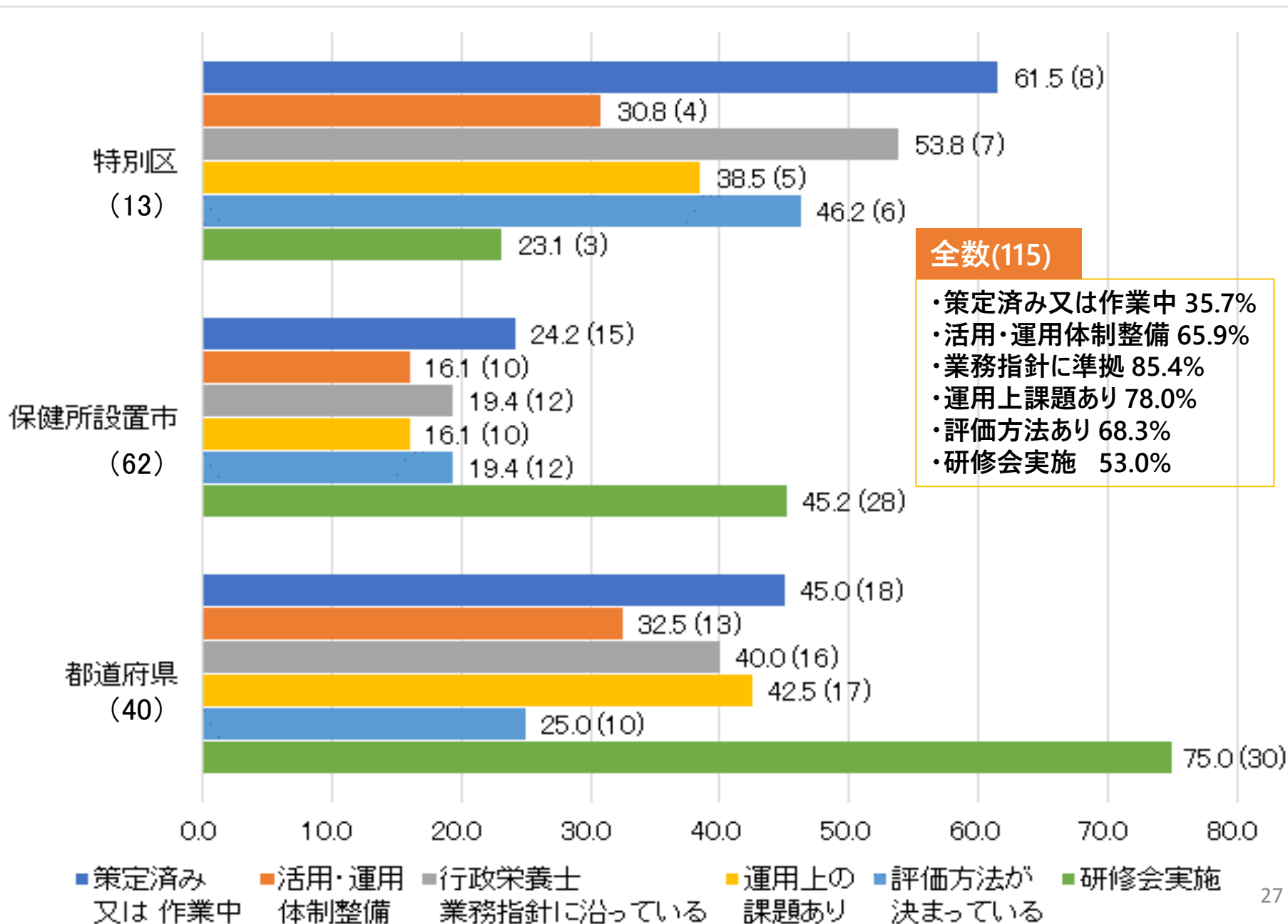
- ・管理職昇任試験
- ・主任昇任試験

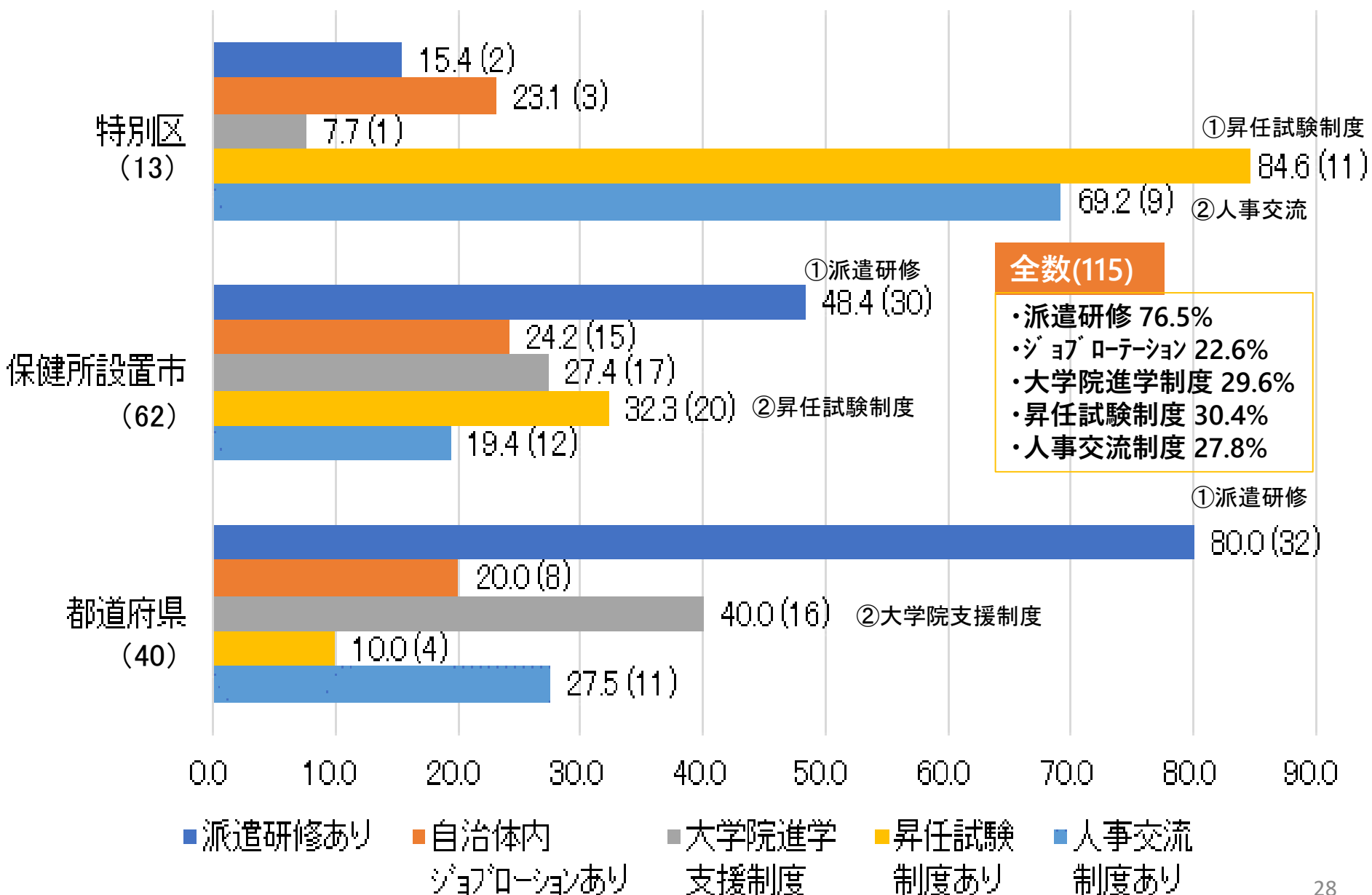
人事交流制度

	①ある	②ない	③未回答
都道府県	11	28	1
保健所設置市	12	47	3
特別区	9	3	1
総数	32	78	5

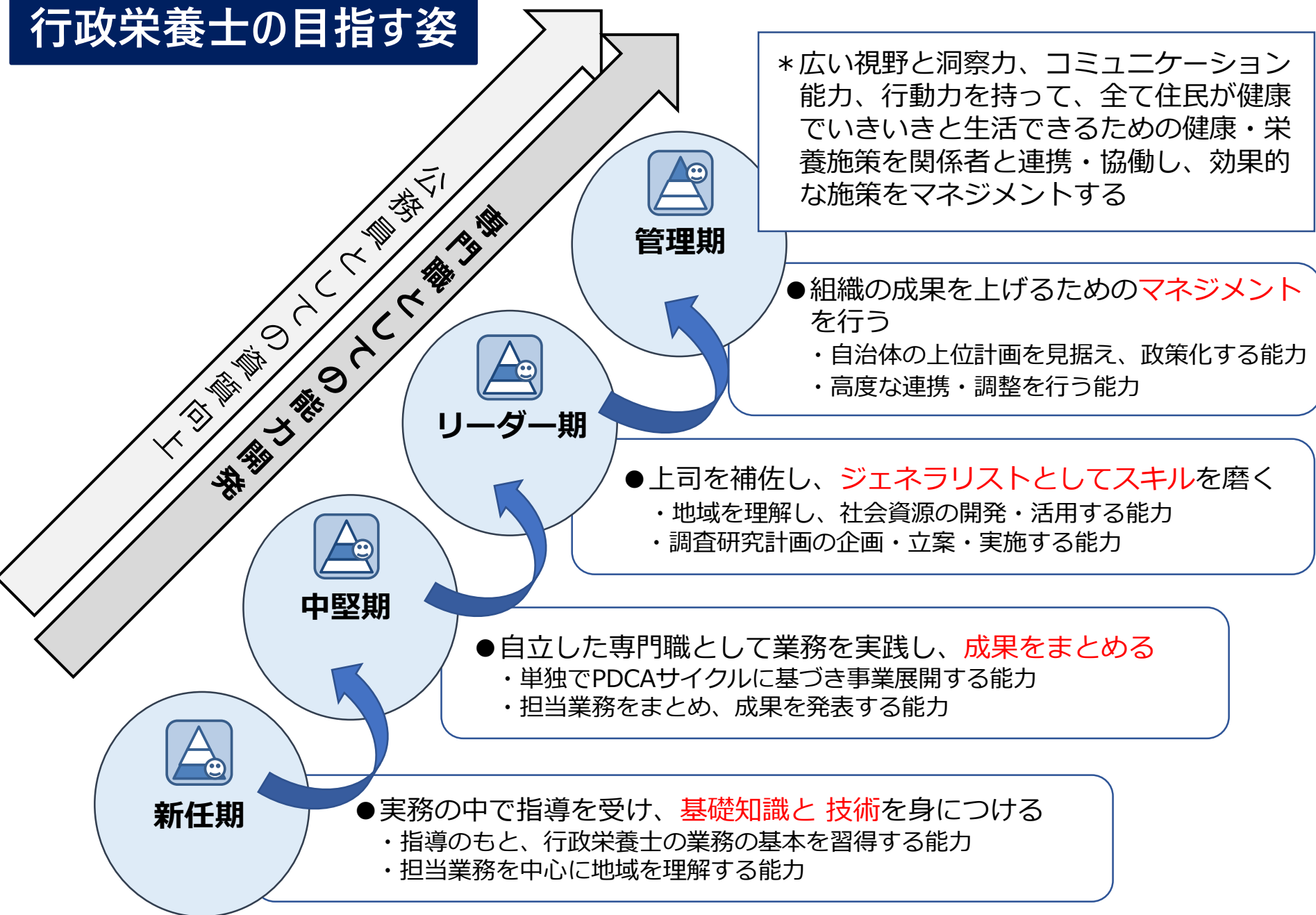
27.8%

- ・厚労省、他自治体、研究機関等
- ・特別区内交流
- ・制度あるが実績少





行政栄養士の目指す姿



①行政栄養士は常に十分な知識や技術を身につけておくことが必要

②キャリアラダーがない、マニュアルやガイドラインの内容や質に対する客観的な評価が少ないという自治体も多く、自治体の種類や特徴、対人業務の有無、異動分野の違い等により、研修内容や研修機関に特徴があることも確認できた。

組織的・計画的な人材確保・人材育成の取り組みが進んでいる自治体は少なく、その実態も自治体間でかなりの差が生じている。



行政栄養士が個々の到達目標に応じて、職位や業務年数で求められている能力を整理し、その能力が獲得できるよう、関連する仕組みや環境の整備が求められる。

今回得られた結果をベースとして、新たな人材育成プログラムの作成とその運用・展開について検討を進めていく。